三　一般電気事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

四　一般電気事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　一般電気事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、次の各号に掲げる基準により、送電・高圧配電関連可変費及び送電・高圧配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により特定送電・高圧配電関連費明細表及び様式第十一により特定送電・高圧配電非関連費明細表を作成しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された燃料費の変動額にあっては送電・高圧配電非関連可変費

二　前項第二号の規定により整理された電源開発促進税の変動額にあっては送電・高圧配電関連可変費

三　前項第三号の規定により整理された地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額並びに前項第四号の規定により整理された地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額にあっては送電・高圧配電非関連可変費

4　一般電気事業者は、前項の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の合計額及び送電・高圧配電非関連可変費の合計額を、それぞれ次の各号に定めるところにより、三需要種別ごと並びに特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

一　一般電気事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第六項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

二　一般電気事業者は、特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第九条の二第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　一般電気事業者は、送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、低圧需要について、様式第十二により特定送電・高圧配電関連費及び特定送電・高圧配電非関連費計算表を作成し、及び様式第十三により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、低圧需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際の低圧需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　一般電気事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　一般電気事業者は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

10　一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法第十九条第十二項に定める選択約款で設定した料金（供給約款で設定した料金を変更すると同時に選択約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定する料金及び変更前の選択約款で設定した料金）並びに供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　一般電気事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

様式第一中「様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条、第20条の2関係）」を「様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条、第20条の3関係）」に改め、同様式に次のように加える。

注　1　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第八の次に次の十様式を加える。

様式第9（第20条の2第2項、第20条の4第2項関係）

特定変動額総括表

（単位：千円）

項　目	変動金額	備　考
燃料費		
地帯間購入電源費		
地社購入電源費		
電源開発促進税		
地帯間販売電源料		
地社販売電源料		
合　計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動及び電源開発促進税相当額の変動に係るものを整理すること。